

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和2年9月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000026 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000030 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 22 年 8 月 31 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 31 日は 3 万円、平成 23 年 8 月 31 日は 2 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 31 日、同年 12 月 31 日及び平成 23 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月  
② 平成 22 年 12 月  
③ 平成 23 年 8 月

請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）について、A 社から賞与を支給されたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した賞与支給明細書により、請求期間に A 社から賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）の規定に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除していたと認められる場合とされているところ、上記賞与支給明細書には厚生年金保険料額が記載されていない上、事業主に対し複数回にわたって照会を行ったが回答を得ることができず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

一方、前述のとおり、請求者は、請求期間において賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる賞与額から、別表のとおりに訂正することが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、上記賞与支給明細書に記載はなく、ほかに確認できる資料も無いことから、支払年月の末日（請求期間①は平成 22 年 8 月 31 日、請求期間②は平成 22 年 12 月 31 日、請求期間③は平成 23 年 8 月 31 日）とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000026 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000030 号

請求期間	訂正期間	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 22 年 8 月 31 日	1 万 5,000 円
②	平成 22 年 12 月 31 日	3 万円
③	平成 23 年 8 月 31 日	2 万円

注 厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正後の標準賞与額については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000050 号

厚生局事案番号：中国四国（受）第 2000031 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 27 年 8 月 10 日の標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における標準賞与額を平成 21 年 12 月 31 日及び平成 22 年 8 月 31 日は 3 万円、同年 12 月 31 日は 5 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 31 日、平成 22 年 8 月 31 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月  
② 平成 22 年 8 月  
③ 平成 22 年 12 月  
④ 平成 23 年 8 月  
⑤ 平成 27 年 8 月 10 日

A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間⑤については、年金事務所が保管する請求者の当該期間に係る賞与支給明細書（控）及び金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間⑤の賞与支給日については、上記賞与支給明細書には、「平成27年7月分」と記載されているところ、事業主は、平成27年夏季賞与は7月には支払っていない旨陳述している上、支払年月日を「平成27年8月8日」として健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、上記預金取引明細表（流動性）により、同年8月10日に賞与が振り込まれていることが認められることから、平成27年8月10日とすることが妥当である。

なお、請求期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年1月18日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②及び③については、請求者が提出した当該期間に係る賞与支給明細書により、当該期間に賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法の規定に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除していたと認められる場合であるとされているところ、上記賞与支給明細書には厚生年金保険料控除額が記載されていない上、事業主に照会しても回答が得られず、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、前述のとおり、請求者は、請求期間①、②及び③において賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる賞与額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、上記賞与支給明細書に記載されていない上、金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）によると、

賞与の振込みは確認できず、ほかに賞与支給日を確認できる資料等もないことから、支払年月の末日（請求期間①は平成 21 年 12 月 31 日、請求期間②は平成 22 年 8 月 31 日、請求期間③は同年 12 月 31 日）とすることが妥当である。

なお、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間④については、請求者は当該期間に係る賞与支給明細書を所持しておらず、上記預金取引明細表（流動性）においても A 社から賞与の振込みは確認できないことから、当該期間に係る賞与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A 社の事業主に文書照会を行ったが回答は得られず、請求者の請求期間④に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間④に賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000050 号

厚生局事案番号：中国四国（受）第 2000031 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 21 年 12 月 31 日	—	3 万円
②	平成 22 年 8 月 31 日	—	3 万円
③	平成 22 年 12 月 31 日	—	5 万円
⑤	平成 27 年 8 月 10 日	3 万円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。



厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000052 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000032 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、20 万円から 26 万円とすることが必要である。

平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 25 年 7 月 20 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、18 万円から 26 万円とすることが必要である。

平成 25 年 7 月から平成 27 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における標準賞与額を平成 25 年 8 月 12 日及び同年 12 月 25 日は 1 万 5,000 円、平成 26 年 8 月 8 日は 2 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 25 日及び平成 26 年 8 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 7 月 20 日から平成 27 年 11 月 1 日まで  
② 平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

- ③ 平成 25 年 8 月 12 日
- ④ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 26 年 8 月 8 日

平成 25 年 7 月から A 社で厚生年金保険に加入しているが、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、請求期間③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間②について、請求者が提出した給与支給明細書並びに年金事務所が保管している A 社の請求者に係る賃金台帳及び給与支給明細書(控)により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表 1 の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは、請求者の請求内容どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったかについて回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者の平成 28 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、請求者が提出した給与支給明細書及び年金事務所が保管している A 社の請求者に係る賃金台帳により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記

録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 3 請求期間①のうち、平成 25 年 7 月 20 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間について、前述のとおり、上記給与支給明細書等により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成 25 年 7 月 20 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、別表 1 の第 2 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①のうち、平成 25 年 7 月 20 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成 27 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、当初、当該期間の標準報酬月額は 20 万円と記録されていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 12 月 18 日付けで、事業主から、標準報酬月額を 26 万円に訂正する平成 27 年の算定基礎届の訂正届が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、既に保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されていることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正は要しない。

- 4 請求期間③、④及び⑤について、請求者が提出した賞与支給明細書により、当該期間に賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金特例法の規定に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除していたと認められる場合であるとされているところ、上記賞与支給明細書には厚生年金保険料額が記載されていない上、事業主に対し複数回にわたって照会を行ったが回答を得ることができず、請求者の請求期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、前述のとおり、請求者は、請求期間③、④及び⑤において賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額について

は、上記賞与支給明細書により確認できる賞与額から、別表2のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000052 号  
 厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000032 号

別表 1 【請求期間①及び②】

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
			厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 25 年 7 月 20 日から 平成 27 年 9 月 1 日まで	18 万円	—	26 万円
②	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 9 月 1 日まで	20 万円	26 万円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

別表 2 【請求期間③、④及び⑤】

請求期間	訂正期間	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
③	平成 25 年 8 月 12 日	1 万 5,000 円
④	平成 25 年 12 月 25 日	1 万 5,000 円
⑤	平成 26 年 8 月 8 日	2 万円

注 厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正後の標準賞与額については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。